

『日本靈異記』 上卷第十緣考—動物と人間の交流について—

山口 敦史

一、はじめに

『日本靈異記』上卷第十緣「子の物を偷み用ゐ、牛と作りて役はれて異しき表を示しし縁」は以下のような話である。

大和国添上郡の山村の中の里に、昔椋の家長の公と云ふひと有りき。十二月に当りて、方広経に依りて先の罪を懺いむと欲ひき。使人に告げて云はく、「一はしらの禪師を請くべし」といふ。其の使人問ひて曰はく、「何等の師ぞ」といふ。答へて曰はく、「其の寺を扱ばず。遇ふに随ひて請けよ」といふ。其の使願に随ひて路行く一はしらの僧を請け得て家に帰りき。家主心を住めて供養す。其の夜、礼経已に訖りて、僧の息はむとする時に、檀主設けて、被を以て覆ふ。僧即ち心に念はく、「明日物を得むよりは、被を取りて出づるに如かじ」と

おもふ。時に声有りて言はく、「其の被を盗ること莫かれ」といふ。僧大きに驚き疑ひて、顧みて家中を窺ひ人を覓むるに、唯し牛一かしらのみ有りて、家の倉の下に立てり。僧牛の辺に進むに、語りて言はく、「吾は此の家長の父なり。しかるに吾先の世に、人に与へむと欲ひしが為に、子に告げずして稲を十束取りき。所以に今、牛の身を受けて先の債を償ふ。汝は是れ出家なり。何ぞ輒く被を盗む。其の事の虚実を欲はば、我が為に人の坐を設けよ。我当に上り居らむ。応に其の父と知るべし」といふ。是に僧即ち大きに愧ぢ、還りて宿処に止る。朝の事行既に訖りて曰はく、「他人をして遠く却かしめよ」といふ。然して後に親族を召し集へて、具に先の事を陳べき。檀越即ち悲の心を起して、牛の辺に就きて藁を敷きて白して言はく、「実に吾が父ならば、此の座に就け」といふ。牛膝を屈めて座上に臥せり。諸の親声を出して

大きに啼泣きて言はく、「実に吾が父なりけり」といふ。便ち起ちて礼拝して、牛に曰して言はく、「先の時に用ゐし所は、今は咸免し奉らむ」といふ。牛聞きて涙を流して大息す。即日の申の時に命終せり。然る後に、覆ひし被と財物とを以て、其の師に施し、更に其の父の爲に広く功德を修めき。因果の理、豈信ならずあらむや。

本論文は、『日本靈異記』上巻第十縁における二点の問題点について考察する。

一点めは、本説話では、牛が人間に話しかけていることについて問題にしたい。動物が人語をしゃべるという通常ではありえないことが描写されているのは、どのような意図があり、またどのような文化的・宗教的背景があるのかについて考察する。

二点めは、本説話での、牛が自分の話の真偽を確かめたければ、坐をもうけよと言うこと、そして、牛は坐に着席し、人々が号泣する、という問題である。ここでの〈動物の着席によつて人間がその前世を知る〉というモチーフがどこから来ているか、という問題である。これらのモチーフがどのような意味を持っているのかについても考察していきたい。

二、しゃべる動物と「劫初」の時

『日本靈異記』には人間と動物の交渉が多く記されているが、動物が人間と直接会話をしているのは、この上巻第十縁と下巻第二十四縁だけである。本稿では下巻第二十四縁を、いわゆる《神身離脱説話》として考え、本考察とは別の論理を持つものとして考察したい（後述）。

現実世界で動物が人間と会話することへの違和は、『扶桑略記』の細注よりはじまっている。

已上出_二景戒_一。

私云、雖_レ出_二靈異記文_一、斯條頗_レ巨_二信用_一。夫畜生之言語。劫初時同人。豈臨_二像法末_一。輒有_二正音_一哉。若以_二夢内之妄想_一、誤録_二覚前之実語_一矣。作者取捨。

とある。「畜生」の「言語」について、「劫初時」では動物は人と同じくしゃべっていたが、「像法末」のこの時代にはありえない、としている。そして、「夢内」の「妄想」を誤つて「実語」として記録したのではないか、という推測を付している。おそらく、この『扶桑略記』の記述を受けて、森正人氏、出雲路修氏の指摘がある。

今昔物語集の想像力によれば、人と動物との言語を介しての交渉は夢の世界でのみ許容されたらしく、僧と牛の対話を不可欠の要素として展開するこの物語（今昔物語

集の説話。引用者注)には、傍線部のような夢の設定が試みられた。⁽⁴⁾

今昔物語集では人と動物との言語を介しての交渉は夢の世界でのみ許容されたとする森正人の指摘がある。本書では、夢の中、という設定なしに動物が人のことばを発している。動物の発話については扶桑略記も疑問を呈している。⁽⁵⁾

仏の教えが衰退した像法・末法の時代では、動物と人が直接会話することはできなくて、夢を介して会話するということになる。動物と人が直接会話できたのは「劫初」⁽⁶⁾の時ののだ、というのが『扶桑略記』の認識である。

上巻第十縁は、いわゆる化牛説話のひとつで、『日本霊異記』において人間が動物に転成する説話は以下の通りである。

- 上10 父が牛に転生
- 上11 生まれた子供の頭がウナギになる(『顔氏家訓』の引用)
- 上20 惠勝法師が死後、牛に転生する
- 上30 広国の父は、死後、大蛇↓狗↓猫と転生する
- 中9 大伴赤麻呂は死後、牛に転生する
- 中15 東人の母は死後、牛に転生する

中32 物部麿は死後、まだらの子牛に転生する

中38 僧は死後、毒蛇に転生する

下24 東天竺国の大王が死後、白い猿に転生する

下26 田中広虫女は死後、半身半牛として転生する

牛が人間と直接会話するのはこの説話(上10)だけである。『日本霊異記』が影響を受けたであろう中国の仏教説話集『冥報記』『金剛般若経集験記』では、以下のようになる。

◆『冥報記』にて人間が動物に転生する説話

下巻1 代州の王 七歳の女子がウサギの鳴き声を発する

下巻6 李寛 李寛の子供は口が鷹のくちばしだった

下巻10 河南の夫婦 妻が現世で白猪の頭になる

下巻11 卞士瑜 卞士瑜の父は死後牛に転生する

下巻13 趙士次 十三、四の女子、自身の罪を語り、その

後青羊となる

下巻15 洛陽の王 母が驢馬に転生。母の姿で語る。

下巻22 韋慶植 娘が羊に転生していた

◆『金剛般若経集験記』にて人間が動物に転生する説話

延寿篇24 魏旻 庾信が死後、冥界で亀に転生している

延寿篇26 李思一 人間は冥界で豚・羊に転生する

神力篇1 宮亭湖神 仏弟子が宮亭湖の神に転生(何の動

物かは不明)

功德篇2 趙文若 羊が女の姿で趙文若に訴える(夢の中
で)

功德篇5 石壁寺老僧 二人の子供は小罪のためハトに転
生した

『冥報記』下巻、下土瑜は以下のとおり。

楊州下土瑜者父、在隋以平陳功、授儀同。性慳
恪。嘗雇人築宅不還其價。作人求錢、下父鞭
之。皆怨曰、「若實負我、死當與我作牛」。須之下
父死。其作人牛、孕產一黃犢。腰有異文。橫終周
匝、如人腰帶。左跨有白文。斜貫大小。正如象笏
形。牛主呼之曰、「下公何爲負我」。犢至屈前兩
膝。以頭叩地。瑜以錢十萬贖之。牛主不許。死乃
葬〔飄陀爲臨説之〕。

このうち、『冥報記』下土瑜説話は『日本靈異記』化牛説
話に近いもので、下土瑜の父は欲深のため死んで牛として転
生した。牛には奇妙な模様があり、牛の飼い主が負債のこと
を問うと、牛は両膝を曲げて頭を大地にたたきつけた、とあ
る(この説話は『法苑珠林』巻五十七、負債篇にも引用され
ている。大正蔵五十三、七二〇c)。ここでは牛は人の言葉
は理解しているようだが、自ら言葉を発することはない。

澤田瑞穂氏は、『雜譬喻經』『出曜經』『生經』『譬喻經』な
どを「畜生債償譚」として挙げている。『日本靈異記』化牛
説話の類話について、上田説夫氏は、『法華伝記』『生經』
『賢愚經』を挙げる。澤田氏言うところの「畜生債償譚」は
牛だけでなく、驢馬・馬・羊・狗などが挙がる。

ここでは、『出曜經』卷第三、無常品(大正蔵四、六二五
a~b)を見る。

昔闍賓國兄弟二人。一人出家得阿羅漢道。一人在家
修治居業。爾時兄數至弟家教誨弟言。「布施持戒
修諸善本。生有名譽。死墮善處。」弟報兄曰。「捨家
作道。不慮官私。不念父兄妻子。亦復不念居業
財寶。若被毀辱。不懷憂感。若遇歡樂。不孚用
喜。」數數諫誨。不從兄教。弟後遇患。忽便無常。生受
牛形。爲人所驅。入城。時兄羅漢從城中出。即
向彼牛而説偈曰

脊負爲重擔 涉道無懈怠
爲人所驅使 今日爲閑劇
穿鼻爲羈繫 破脊癰疽瘡
爲蠅所嗜味 今日爲閑劇
食以芻惡草 飲以雨潦汁
杖捶不離身 今日爲閑劇
以受畜生形 爲行何權計
爲可專意念 三耶三佛徳

時牛聞已悲哽不_レ樂。牛主語道人曰。「汝何道說使_レ我牛不_レ樂。」道人報曰。「此牛本是我弟。」牛主聞已語道人曰。「君弟昔日與_レ我親親。」羅漢說曰。「我弟昔日負_レ君一錢鹽價。」是時牛主即語牛曰。「吾今放_レ汝不_レ復役使_レ。」時牛自投_レ深礪_レ至心念佛。即便命終得_レ生天上。昔闍賓國に兄弟が二人いた。兄は出家して阿羅漢道を得た。弟は在家で稼業をおさめた。弟は兄の教化のすすめに従わなかった。弟は死んで牛として転生し、塩を運ぶ仕事をさせられていた。兄は牛に偈を説くと、牛は悲嘆する。兄は牛の主人に「この牛はわが弟である」「弟は生前負債を抱えていた」と告げると、主人は、「もう働かなくていい」と言う。牛はみずから深い淵に身を投じ、念仏を唱え、命を終えた。

ここでは、牛は念仏を唱えている。しかし、人と会話をしているとは言えない。

本話は、『諸経要集』巻九沢交部第十六債負縁（大正蔵五十四、八一c）、『法苑珠林』巻五十七債負篇（大正蔵五十三、七一七c）にも採録されている。

そして、この『出曜経』巻第三、無常品の主旨を要約したものが、『日本靈異記』中巻第三十縁に引用されているのは周知の通りである。

仏教類書に目を向けると、『経律異相』巻第四十七、雜獸畜生部上にも負債を負った人が死後牛に転生する話がある。

『経律異相』巻第四十七、雜獸畜生部上（大正蔵五十三、二四八b）

迦羅越牛自說前身負_レ二千錢三反作_レ牛不_レ了四

昔大迦羅越出_レ錢爲_レ業。有_レ二人擧_レ錢一萬。至_レ時還_レ之。後日二人復相謂言。「我曹更各擧_レ十萬。後不_レ還_レ之。」有_レ牛繫在_レ籬裏。語_レ二人言。「我先時時坐_レ負_レ主人一千錢不_レ還_レ債。三反作_レ牛猶故不_レ了。況君欲取_レ十萬罪無_レ畢時。」二人驚怪會_レ天已曉。主人出。二人說_レ牛之語。主人即便放_レ著群中不_レ復取用。呪願。此牛自今已後莫_レ復受_レ此畜生身。若有_レ餘錢一以布施。牛後命過得_レ生人中。「出譬喻經」

昔、二人の迦羅越（在家信者）は錢を出して商売をしていたが、十万の錢を借りて返さないでおうと言った。すると裏庭に繋がれていた牛が二人に語って、「私は先世の時、主人から千錢を借りて返さなかった。よって牛への転生を三度繰り返し、まだ罪の精算が終わっていない。ましてや、君達の十万は罪の終わる時がないぞ」と言う。二人は驚き、主人に牛の言葉を伝えると、牛を放し、「この牛はもう畜生の身に生まれることはない。余錢があっても布施する」と呪願した。牛は死後人間として転生した、というものである。

ここでは「昔」に牛が人に話しかけている。人も牛の言葉を素直に聞いている。時代は「昔」とだけあり、「出譬喻經」とあることから、インドでの昔話として受容されたことが想

定される。

牛が人と会話する話は、『根本説一切有部毘奈耶』に見られる。同様の記事は、『根本説一切有部苾芻毘奈耶』巻第十二(大正蔵二十三、九六八b〜九六九b)にも見られる。

『根本説一切有部毘奈耶』巻第二十五(大正蔵二十三、七六三c〜七六五a)

《長者と居士の子の境遇の紹介》

往古世時於聚落中有一長者。(略)

《長者が飼っている牛。居士の子の結婚を認めない長者》

(略)

《居士の子は怒り、牛を虐待する》

時居士子見作推延遂生此念。「無容田實總一時成。看此事由便成誑我。成今宜可往告衆人。若不與者經官取定」便對衆人。告云「阿舅可作婚姻」諸人聞已告長者曰。「許言已久何不爲婚。」是時長者怒而告曰。「諸君當知。此是我舍客作之人。我以何縁與女婚娶。」諸人皆然。「時居士子便作是念。「我不得錢復不得婦。虛淹歲月靡見成功。我今宜可損害其人」方隨意去。」便將二牛半日驅使。多與杖捶繫之枯樹。暴以烈日方欲言歸。

《居士の子のために牛が証人になることを約束する》

近劫初時畜解人語。其牛既遭苦楚。大牛便告居士子

曰。「咄男子汝先於我共相愛念。恩同父母知我劬勞。何故今時多行杖楚繫之枯樹。暴以烈日棄我還家。我於汝處有何過。」男子報曰。「汝無有咎。然汝曹主於我有過。」牛曰「彼有何過。」男子報曰。「先許我女今者違信。」牛曰「何不經官。」男子報曰「爲無證人。」牛便報曰。「我等爲汝而作證人。」男子曰。「爲作人語爲作牛音。」牛曰「不作人語。我當現相令人表知。汝當爲盟令人表信。汝當引我爲證令人表知。索我兩牛繫於廠內莫與水草。滿七日已。可於地中多水草處放我令出。乃至人來觀信驗。我等噤口不噉水草。我現相貌令人王大臣信汝言實我當飲噉。」

《王と居士の子の会話》

是時男子聞是計已。即便俱解放茂草中。自詣王所致敬白王。「大王。某村長者許女爲婚。使役多年今乃翻悔。」王喚長者問其虛實。長者白云。「我實不許。」王問男子「汝有證不。」白王言「有。」王曰。「爲人爲非人。」白言「非人。」王曰「是何。」白言「是牛。」王曰。「爲作人語爲餘語耶。」白言。「不作人語。」王曰。「如何成證。」白言。「彼有實信令人表知。其牛於七日中繫在廠內莫與水草。滿七日已可於地中多水草處放牛令出。我引爲證必有奇相。乃至大王未信已來牛終不食。此若虛者我當死罪。」王命臣曰。「當依此言看其證驗。」大臣奉教便取二牛。繫之廠內不與水草。

《二頭の牛同士の会話》

(略)

《居士の子と牛の会話》

(略)

《牛は約束を果たし、居士の子の結婚は認められる》

(略)

「往古世時」ひとりの長者がいた。居士の子がいて、長者は彼に妻を娶らせると約束するところから始まる。長者の家には二頭の牛がいて一頭は「禿尾禿角」だった。いつまでたつても長者が結婚を認めないので、「我錢を得ず復た婦を得ず。虚しく歳序を淹めて成功を見ることなし。我今宜しく其の人を損害して方に意に隨ひて去るべし」という心境に至る。そして、牛を虐待する。すると「劫初に近き時は畜も人語を解す」ので、「大牛便ち居士子に告げて曰はく」として、牛と居士子(人間)との会話が展開する。牛が居士子の証人になってあげるといので、居士子は、「はた人語を作すや、はた牛音を作すや。」と聞くと、牛は、「人語を作さず。我当に相を現じて人をして表知せしむべければ、汝当に爲して盟を人をして表信せしむべし」と言う。そして、牛は自分を水草の多い所におき、牛は王大臣に主張が認められるまで水草を食べない、と言う。王と居士子との会話で、牛は七日間馬小屋にいて、その後、水草の多い地域に置いても、

王が信じなければ決して水草は食べません。これが嘘なら私は死刑になります、と言う。

ここでの時代は「往古世時」であり「劫初」だという。『扶桑略記』の指摘する「劫初」である。牛は「人語」でしゃべるのではないが、会話している。そして「相を現じる」(実際のありさまを見せる)ことによって「表信」させるのだ、と言っている。このあと、牛は水草を食べないという実際の行動で、王を感動させ、牛の真実が証明される。

「劫初」は、曇無讖訳『大般涅槃經』卷第三十二に、「劫初之時一切衆生皆悉化生。如來世尊得^三八自在^二」(大正藏十二、五五九b)とあるように、世界の始まりであり、釈迦如來が在世中の時代ということになっている。

僧祐撰『釈迦譜』でも、「釋迦始祖劫初刹利相承姓緣譜第一」「釋迦始祖劫初姓瞿曇緣譜第二」とあり、第一の冒頭は、「劫初天地欲成。大水彌滿。風吹^三結構^一。以成^二世界^一。此世欲成。光音天上福行命盡來生爲^レ人。皆悉化生歡喜爲^レ食。身光自在神足飛行。無^レ有^二男女尊卑^一。衆共生^レ世故名曰^二衆生^一」(大正藏五十、〇〇一b)とあるという。

『根本説一切有部毘奈耶』では、牛が人間と会話をし、かつ約束通りの行動を行い、それにより事の真実が知られ、人々が感動する、という展開は、『日本靈異記』上巻第十縁に類似している。もちろん両話が類話ということまでは言えないが、このような説話展開が靈異記説話に影響を与えた可

能性はあるだろう。

そして、動物がしゃべることの意味合いも仏典から見ることができるとが。

『諸経要集』巻第十一に「成実論」からの引用として、以下のようである。

故成実論云。畜生音聲是口業不。答雖無言説之別。

從心起故。亦名爲業。亦可言具十者。多是龍王。

辯人意志故。具十業道。自餘癡鈍畜生。但可具身三

意三六種。餘四不具。以口不解語故。若據劫初

畜生解人語者。此亦可具十惡（大正蔵五十四、一

〇四c）

これは現存する『成実論』には該当する文章がない。畜生の音声は三業（身・口・意）のうち「口業」なのかどうか、という問いに対して、「言説之別」はないけれども、「心」によるのだとする。また「癡鈍」な「畜生」は「身三・意三」の「六種」の業を持つものであり、もし「劫初」から畜生が「人語」を解したとしたら、それは「十惡」を具えているのだとする。口をきく動物は罪・惡をかかえているということから、その原罪についても示唆的な記述となっている。ここから（しゃべる動物）が罪を抱えた存在であるゆえ、前世が罪を抱いた人間という発想になるのかもしれない。

三、坐にすわる動物

『日本靈異記』上巻第十縁では、牛が僧（人間）に、牛の前世が父であることについて、「其の事の虚実を欲はば、我が為に人の坐を設けよ。我当に上り居らむ。応に其の父と知るべし」と言う。主人は藁で座敷を設けて、「実に吾が父ならば、此の座に就け」と言うと、「牛膝を屈めて座上に臥せり」という行動に出る。「諸の親」（親戚たち）は「大きに啼泣」してそれが真実であることを知る、というものである。

ここでの、〈動物の前世が父であったことを証明するために坐にすわる〉というモチーフは、『中阿含経』巻第四十四、根本分別品、鸚鵡経第九、第四分別誦に見られる（大正蔵一、七〇三c〜七〇四c）。

《世尊は白狗に話しかける。鸚鵡摩訶都提子は怒る》

我聞如是。一時佛遊舍衛國。在勝林給孤獨園。爾時世尊過夜平旦著衣持鉢入舍衛乞食。於乞食時往詣鸚鵡摩訶都提子家。是時鸚鵡摩訶都提子少有所爲。出行不在。彼時鸚鵡摩訶都提子家有白狗。在大床上。金槃中食。於是白狗遙見佛來。見已便吠。世尊語白狗。汝不應爾。謂汝從吠至吠。（略）

《世尊は白狗の前世が父であると告げる。鸚鵡摩訶都提子は怒る》

（略）

《世尊は鸚鵡摩納都提子に、白狗は大床にすわると予言する》

世尊告曰。「汝父都提以_レ此増上慢_一。是故生_レ於_二下賤狗中_一（略）

鸚鵡摩納。若汝不信_二我所說_一者。汝可還歸語_二白狗_一曰。「若前世時是我父者。白狗當還在_二大床上_一。」摩納。白狗必還上_レ床也。「若前世時是我父者。白狗還於_二金槃中_一食。」摩納。白狗必當還於_二金槃中_一食也。「若前世時是我父者。示我所_レ學金銀水精珍寶藏處_一。謂我所_レ不知。」摩納。白狗必當示_二汝已前所_レ學金銀水精珍寶藏處_一。謂汝所_レ不知。」於_レ是。鸚鵡摩納問_二佛所說_一。善受持誦繞_二世尊_一已。而還_二其家_一語_二白狗_一曰。「若前世時是我父者。白狗。當還在_二大床上_一。」白狗即還在_二大床上_一。「若前世時是我父者。白狗還於_二金槃中_一食。」白狗即還_二金槃中_一食。「若前世時是我父者。當_レ示_二於_レ我父本所_レ學金銀水精珍寶藏處_一。謂我所_レ不知。」白狗即從_二床上_一來下。往_二至前世所_レ止宿_一處。以_二三口及足_一掙_二床_一脚下。鸚鵡摩納便從_二彼處_一大得_二寶物_一。於_レ是。鸚鵡摩納都提子得_二寶物_一已極大歡喜。以_二右膝_一著_レ地叉手向_二勝林給孤獨園_一。再三_レ舉_レ聲稱_二譽世尊_一。

世尊が舍衛國で乞食をしていたとき、鸚鵡摩納都提子の家に詣でたら、そこで飼っている白狗が世尊に吠えるところか

ら始まる。鸚鵡摩納都提子は世尊を怨み、誹謗しようとした。世尊は鸚鵡摩納都提子の家に行き、彼が死んだら地獄行きであることを告げる。そして、鸚鵡摩納都提子は白狗の前世について聞く。「白狗の前世はこれ我が何等なりや」と。

世尊は「彼の白狗は、前世の時に於いて即ちこれ汝が父にして、都提と名づけしなり」と言う。鸚鵡摩納都提子は怒り、わが父は梵天に生まれているはずだ、「何の因何の縁にて乃ち此の下賤の狗中に生まれしや」と怒りを募らせる。そして世尊は鸚鵡摩納都提子に、「汝還歸して白狗に語りて曰ふべし」として、「もし前世の時これ我が父ならば、白狗、當に還りて大床上に在るべし」と白狗に語りてみる（このほか金槃中にて飯を食え、財宝のありかを示せ、とも言ってみると言う）。そして鸚鵡摩納都提子は帰宅して白狗にそう言う、「白狗は即ち還りて大床上に在り」という結果となる。鸚鵡摩納都提子は「大いに歡喜し、右膝を以て地に著け又手を勝林給孤獨園に向け、再び三聲を擧げて世尊を稱譽す」とあり、世尊をたたえる。

同主旨の話は、『佛說鸚鵡經』（大正藏一、八八八b～八八九b）にも見られる。ここでは「鸚鵡摩牢兜羅子」の名前の人物になっている。世尊は、「實白狗汝本生時。是我父兜羅者還_二上牀褥_一。汝摩牢。彼白狗便當_レ還_二上牀褥上_一」と言う。そして「於_レ是彼白狗下_二床褥_一已至_二本臥處_一。到_二已於_二本臥處床_一四脚下」となり、「大得_二利極歡喜善心生_一」とい

う心境にいたる。

『根本説一切有部毘奈耶』では牛が水草を食べるという行為で、前世の真实性を証明している。『中阿含経』『佛説鸚鵡経』の話は「牛」ではないが、前世が父である「白狗」が坐につくことによつて、指摘が真実であることを知り、歡喜するという内容になつてゐる。ただし「白狗」はしゃべらない。

四、神身離脱説話での「神」の訴え

『日本靈異記』では、動物と人間が会話をする説話として、これまで論じてきた上巻第十縁のほかに、下巻第二十四縁がある。ただ稿者としては、下巻第二十四縁は、いわゆる〈神身離脱説話〉であるゆゑに別の説話として扱うべきだと考へてゐる。そのことについて論ずる。¹³⁾

『日本靈異記』下巻第二十四縁における、「小き白き猴」が僧に語りかけた問題について、考へてみたい。周知の通り、本説話は〈神身離脱説話〉と考へられてゐる。この〈神身離脱説話〉は漢訳仏典、ならびに中国の仏教関係文献に類出しているもので、山林や廟の「神」がしばしば動物の姿を借りて登場し、僧などにおのれの不遇を訴へるものである。それは「夢」という形をとることや、巫覡の託宣という形をとることもある。そして、「神」が直接人間に語りかけることもある。「宮亭湖廟（邶亭湖廟）説話」における慧皎の『高僧

伝』安清伝では、概要は以下になつてゐる（大正蔵五
十、三二三b-c）。

安清は邶亭湖にやつて来た。この神はしばしば船を難破させ、住民を困らせるので、安清が語りかけると、神はへわたしは前世は人間だったが悪行により邶亭湖の神となつてゐる。わたしのために法要を行い、よい場所に転生させてくれ」と言う。安清が経を唱へると、神は蛇としての姿を表し、感謝して死んだ。

ここでの「神」は「蟒」という動物であり、安清と会話をしている。

また、道略集鳩摩羅什譯『衆經撰雜譬喻』（大正蔵四、五三八c-五三九a）にも、「神」である「龍」との対話がある。

（三一）昔有買客。入海採寶。逢大龍神。擧船欲
鱣。諸人恐怖。龍曰。「汝等頗遊行彼國不。」報言。
「曾行過之。」龍與一大卵如五升瓶。「汝持此卵
埋彼國中大樹下。若不爾者後當殺汝。」其人許
之。後過彼國埋卵著市中大樹下。從是以後。國
多災疾疫氣。國王召道術占之。云「有蟒卵在國中。
故令有災疫。」輒推掘燒之。病悉除愈。買客人
後入海。故見龍神重問事狀。買人曰。「昔如神教
埋卵市中。國中多有疾疫。王召梵志占之。推得
焚燒病者悉除。」神曰。「恨不殺奴輩。」船人問神。

「何故乃爾也。」神曰。「卿曾聞某國有健兒某甲不。」曰「聞之。已終亡矣。」神曰。「我是也。我乎存時喜陵擲國中人民。初無教呵我者但獎我。使我墮蟻蛇中。悉欲盡殺之耳。」是以人當相諫從善相順。莫自恃勢力擲於人。坐招其患上。三惡道苦。但可聞聲不可形處。

(三一)は「賈客」が船旅で「龍神」に会うところから始まる。龍は五升瓶のような「大卵」を「賈客」に与えて、「この卵をお前の国の大樹の下に埋めよ。そうしないとお前を殺す」と言う。その通りにすると、国に「災疾疫氣」が発生した。「賈客」は海まで船で行き、龍になぜこんなことをしたのか聞くと、龍(神)は、「私は人間だったとき、国内の人民をいじめていた。よって蛇の身になったのだ」と答えた、という話である。「龍」は「神」であり、「賈客」と直接対話をしている。

詳細は別稿として論じたが、〈神身離脱説話〉における異類は、異類が〈神〉として扱われていて、土着の〈神〉と仏教側の人間との対話、という形式を取っている。動物以前は〈人間〉だった、という点では同じだが、前述の「劫初」時の動物との対話とは異なる性質を持つ。下巻第二十四縁では、猿は「随我の大神」であり、「此の社の神と成る」とも言っている。

五、まとめ

『日本靈異記』上巻第十縁は、いわゆる化牛説話であるが、時代が「昔」とだけ記載されており、また牛が人間に直接語りかける形態であることから、特異な形を取っていると考えられる。これは動物と人間が会話できた時代の漢訳仏典の影響を受けた表現となっていることが考えられる。その時代は「劫初」と記されており、仏陀在世の時代にあつたとだとの認識に立っている。

動物と会話する説話としては、『日本靈異記』下巻第二十四縁があるが、本説話は〈神身離脱説話〉であることから、別の問題として考える必要を感じる。〈神身離脱説話〉の動物は〈神〉であり、労役をさせられる「牛」などとは異なる扱いをされているのだろうと想像できる。「蛇」や「龍」は労役には向いていないだろう。『日本靈異記』下巻第二十四縁の〈猿〉も同じように見なされることが考えられる。

注

- (1) 本文は、中田祝夫校注『日本靈異記』(新編日本古典文学全集、小学館、一九九五年)から。以下同じ。引用文中の傍線はすべて引用者。
- (2) 新訂増補国史大系(吉川弘文館)。
- (3) それでいて、後述する下巻第二十四縁では、『扶桑略記』は

「已上異記」とだけ記している。推測するに、『扶桑略記』の編者は、下巻第二十四縁での動物と人間の会話をおかしいと感じていないとも読める。

- (4) 森正人「内部矛盾から説話形成へ」(『今昔物語集の生成』和泉書院、一九八六年)。

- (5) 出雲路修校注『日本靈異記』(新日本古典文学大系、岩波書店、一九九六年) 上巻第十縁の注。

- (6) 「劫初」は「此の世界の成り初め」だと織田得能『織田佛教大辞典』(大蔵出版)は説く。

- (7) 先行研究に、藤本誠『日本靈異記』の史料的特質と可能性——『日本靈異記』の化牛説話を中心として——(『歴史評論』六六八号、二〇〇五年十二月)、北條勝貴「説話の可能態——『日本靈異記』墮牛譚のナラティブ——」(『歴史評論』六六八号、二〇〇五年十二月)などがある。

- (8) 伊野弘子『冥報記全釈』(汲古書院、二〇一二年)を一部改編。

- (9) 澤田瑞穂「畜生償債譚」(『仏教と中国文学』国書刊行会、一九七五年)。

- (10) 上田説夫「日本靈異記説話と仏典」(『国語国文』第五十四巻第八号、一九八五年八月)。

- (11) 中巻第三十縁には、「所以に出曜経に云はく、「他の一錢の塩の價を負ふが故に、牛に墮ち塩を負ひ駈はれて、主に力を償ふ」と者は、其れ斯れを謂ふなり」とある。

- (12) 『釈迦譜』では、「劫初」を天地の創造、世界の生成のような描写で表現している。これを仏教世界における世界の創世神話として読むことが可能かもしれない。後考に俟ちたい。

- (13) 詳細は、拙稿「東アジアの神仏習合思想について」(『東アジア比較文化研究』第二十号、東アジア比較文化国際会議、二〇二一年十二月)、拙稿「神」の苦悩と疫病——(神身離脱説話)を手がかりに——(『上代文学』第一二八号、二〇二二年四月)で論じた。

- (14) 出雲路修校注(5) 前掲書、下巻第二十四縁の注では、「本書では、動物が人のことばを発するばあいに、夢の中、と設定される説話(中巻十五縁、中巻三十二縁)と、設定されない説話(上巻第十縁)とがある。いずれのばあいにも、その動物の発言内容の虚実が検討され、その動物の行動によって発言内容が実であると確認されている。本説話は、夢の中、という設定無しに動物が人のことばを発しているが、恵勝はその動物の発言内容の虚実を検討することなく信じている。満預は信じない。白猴の発言内容を信じるのと信じないのとの差は、夢をみたのと夢をみていないとの差であろう。夢によって不思議な世界、神仏の世界が示される」とする。

- (15) 牛が労働力として貴重だったがゆえに負債返済のための動物とされたことについては、藤本・武藤氏の指摘がある。藤本(7) 前掲論文。武藤那賀子『日本靈異記』の動物化した人々」(『物語研究』第二十一号、二〇二一年三月)。

〔付記〕

本論文は、上代文学会春季大会、研究発表(二〇二三年五月二十一日、於鶴見大学)での口頭発表に加筆補正を加えたものである。会場にてご教示いただいた諸氏に感謝申し上げます。